

山梨県短期事業資金利子補給事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた県内に事業所等を有する中小企業者等の経営の安定化を図るため、山梨県短期事業資金利子補給事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(利子の補給)

第2条 県は、山梨県短期事業資金融資要綱の規定による融資（以下「当該融資」という。）の貸付を受けた者に対し予算の範囲内で補助金の交付を行うものとする。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、山梨県短期事業資金融資要綱第4条1号（1）に規定する当該融資の貸付を受けた常時使用する従業員が20人（商業又はサービス業にあっては5人）以下の法人若しくは個人であって、当該融資の貸付に係る利子を支払う者とする。

(補助金交付の対象となる貸付)

第4条 補助金交付の対象となる当該融資の貸付は、令和4年3月4日から令和4年8月31日までの間に実行されたものであって、山梨県信用保証協会の保証が付されていないものとする。

2 前項に掲げる貸付を複数受けた場合にあつては、いずれか1件の貸付とする。

(補助対象期間)

第5条 補助金の交付対象となる期間は、当該融資実行日から起算して6ヶ月以内とする。

(補助対象経費等)

第6条 補助対象経費は、当該融資に係る補助対象期間内に支払った約定利子の合計とする。

2 前項に掲げる約定利子の利率は年率1.7%とし、補助率は10/10とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、当該融資の貸付を完済した後、令和5年3月20日までに山梨県短期事業資金利子補給事業費補助金交付申請書及び請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- 一 当該融資の貸付に係る契約書の写し
- 二 その他知事が必要と認めるもの

2 知事は、前項の規定にかかわらず、必要に応じて関係書類等の提出をさせることがで

きる。

(電子申請等)

第8条 申請者は前条第1項の規定に基づく交付の申請については、電磁的方法(適正化法第26条の3第1項の規定に基づき知事が定めるものをいう。以下同じ。)により行うことができる。

- 2 申請者は、前項の規定に基づき電磁的方法により交付申請を行う場合に、申請書に代えて作成する電磁的記録(適正化法第26条の2の規定に基づき知事が定めるものをいう。以下同じ。)に添えて提出すべき添付書類に代わる電磁的記録を提出できないときは、申請書に代わる電磁的記録を提出した日から3日以内に知事宛て郵送し、又は直接持参する方法により、添付書類を提出することができる。
- 3 知事は、第1項の規定により行われた交付申請に係る次条の規定に基づく交付決定及び額の確定について、書面により通知するものとする。

(交付決定及び額の確定)

第9条 知事は、第7条に基づく申請書の提出があったときには、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは交付決定及び額の確定を山梨県短期事業資金利子補給事業費補助金交付決定通知書及び確定通知書(様式第2号)により申請者に通知し、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還等)

第10条 知事は、当該融資の貸付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、当該貸付に係る補助金の全部又は一部について、これを交付せず、既に利子補助金が交付されているときは、その返還を命ずることができる。

- 一 当該融資の貸付に際し又は貸付後、虚偽の申し出又は報告した場合
- 二 当該融資をその借入れの目的以外の目的に使用した場合
- 三 この要綱又はこの要綱に基づく規定に違反した場合
- 四 当該融資の貸付を受けた者が期限の利益を喪失した場合
- 五 その他知事が特に必要と認めた場合

附 則

この要綱は、令和4年3月4日から施行する。

この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。